

## 新競争促進プログラム2010

平成18年9月19日  
平成19年10月23日改定  
平成21年6月26日再改定  
総務省

ブロードバンド化の進展、PSTN(回線交換網)からIP網への移行、ビジネスモデルの多様化等、IP化の進展による市場環境の変化を踏まえ、電気通信市場において一層の競争促進を図り、利用者利益の確保を図るため、2010年代初頭までに公正競争ルールの整備等の観点から実施する施策について、「新競争促進プログラム2010」として取りまとめた。

なお、本プログラムについては、「新競争促進プログラム2010に関するプログレスレポート」(第1次:07年10月、第2次:09年6月)を踏まえ、所要の改定を行った。

### 1. 本プログラムの目的

本プログラムは、電気通信分野において2010年代初頭までに実施する公正競争ルールの整備等のためのロードマップであり、「通信・放送分野の改革に関する工程プログラム」(06年9月)の具体的実施計画として位置づけられる。

具体的には、IP化の進展により市場構造の急速な変化が生じていることに対応して、端末からコンテンツ・アプリケーションに至る各レイヤー(事業領域)を念頭に置いたブロードバンド市場全体の包括的な競争ルールの見直しについて、「IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会」報告書(06年9月)等を踏まえて検討を進め、結論が得られたものから随時速やかに実施する。

### 2. 具体的施策

競争政策の展開に際しては公正競争の確保を基本とし、各事業者が自ら構築した線路設備等のネットワークを用いてサービス提供する設備ベースの競争(facility based competition)と、ボトルネック設備を保有するドミナント事業者等のネットワークを利用して多様な事業者がサービス提供するサービスベースの競争(service based

competition)の適正なバランスを図る。

また、各レイヤーを縦断する垂直統合型のビジネスモデルの普及を念頭に置いた公正競争の確保に留意する。

その際、競争中立性及び技術中立性を基本理念とし、当該基本理念を実現するため、以下の3項目で構成されるネットワークの中立性((8)参照)を確保するための原則を念頭に置いた施策展開を図る。

- ① 消費者がネットワーク(IP網)を柔軟に利用して、コンテンツ・アプリケーションレイヤーに自由にアクセス可能であること。
- ② 消費者が法令に定める技術基準に合致した端末をネットワークに自由に接続し、端末間の通信を柔軟に行うことが可能であること。
- ③ 消費者が通信レイヤー及びプラットフォームレイヤー((8)(c)参照)を適正な対価で公平に利用可能であること。

## (1) 設備競争の促進

### (a) 線路敷設基盤の開放促進

多様な電気通信事業者によるネットワーク構築を促進する観点から、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」(01年4月)の運用状況を定期的に検証することとし、毎年4月を目途に当該検証結果を公表するとともに、所要の見直しを行う。

併せて、必要に応じて、本ガイドラインに係る問題事案などをデータベース化し、関係事業者等の情報共有を図るなど、上記の検証手続の中で所要の措置を講じる。

### (b) 地方公共団体等の光ファイバ網の開放促進等

ブロードバンド網の全国整備に関しては、「IT新改革戦略」(06年1月、IT戦略本部決定)及び「u-Japan推進計画2006」(06年9月)を踏まえ、2010年度までにブロードバンド・ゼロ地域を解消することとしており、当該目標を達成するため、「次世代ブロードバンド戦略2010」(06年8月)及び「デジタル・ディバイド解消戦略」(08年6月)に基づき、引き続き、ブロードバンドの整備を促進する。

また、地方公共団体等の光ファイバ網を利用して事業者が事業展開を行うことを促進する観点から、「地方公共団体が整備・保有する光ファイバ網の電気通信事業者への開放に関する標準手続(第2版)」(04年6月)を周知徹底するとともに、当該光ファイバ網の開放状況を毎年度調査し、開放可能な芯線に係る情報提供を行う等、地方公共団体等が整備・保有する光ファイバ網の一層の

開放を促進する。

(c) アクセス網の多様化の推進

アクセス網の多様化を推進する観点から、引き続き、新しい無線アクセス技術の積極的な導入を図る。3. 9世代移動通信サービスが早期に提供可能となるよう対応する。

また、CATV等の固定系ブロードバンドサービスについても、所要の環境整備を図る。

(2) 指定電気通信設備制度(ドミナント規制)の見直し

(a) 競争セーフガード制度の適切な運用

PSTNからIP網へのネットワーク構造の変化や市場統合の進展が見込まれる中、ドミナント規制の運用に際しても市場実態を的確に反映した見直しが必要である。

このため、プラットフォーム機能(認証・課金、QoS制御等)を含め、指定電気通信設備の範囲やNTTグループに係る累次の公正競争要件(NTT法第2条第5項に規定する活用業務認可制度に係るものを含む)の有効性・適正性について定期的(年1回)に検証することを目的として07年度から運用を開始した競争セーフガード制度について、「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン」(07年4月策定、08年7月改定)等に基づき、その着実な実施を図ることとし、検証結果を踏まえ、所要の措置を講じる。

なお、競争セーフガード制度に係る検証結果については情報通信審議会に報告するとともに、検証に際しては、毎年実施している競争評価の結果等についても、可能な限り活用を図るものとする。

(b) 共同的・一体的な市場支配力の濫用防止のための競争ルールの整備

NTT東西とその子会社等の一体的な事業運営については、子会社等への業務委託費と子会社等における当該業務の実施に要した費用に関するNTT東西からの報告内容を検証する。

また、その他の措置については、競争セーフガード制度に係る検証結果等を踏まえ、指定電気通信設備制度の包括的な見直し(次項(c)参照)の中で併せて検討する。

(c) 指定電気通信設備制度の包括的な見直し

IP化の進展に伴う市場統合の動き等を踏まえ、ドミナント規制の適正な運用

を図る観点から、指定電気通信設備制度の包括的な見直しについて検討を行う。

具体的には、「ネットワークの中立性に関する懇談会」報告書(07年9月)において提言された、①市場統合に対応した市場画定や市場支配力の認定を行うことが可能な仕組み、②ドミナント事業者を起点として、これと資本関係を有する事業者との連携等による市場支配力の濫用を防止する包括的な枠組み等について、競争評価と競争セーフガード制度の運用を行いつつ、引き続き検討する。

第二種指定電気通信設備制度については、「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方」に関する情報通信審議会の審議結果を踏まえ、必要に応じ措置を講じる。

(d) NTT東西とNTTドコモの連携に係る公正競争要件の検討

NTT東西とNTTドコモの連携によるFMC(Fixed Mobile Convergence)サービスの提供については、NTT東西からの申請を踏まえ、「東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン」(01年12月策定、07年7月改定)に沿って、活用業務認可制度の認可手続の中で、当該サービスの提供に係る公正競争確保のための要件について検討を行う。

(e) NTT東西の次世代ネットワークに係る接続ルールの整備

NTT東西の次世代ネットワーク(以下「NGN」という。)に係る接続ルールについては、情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」(08年3月)に基づき08年7月に省令改正等を行い、NGN及びひかり電話網を第一種指定電気通信設備として指定するとともに、収容局接続機能等の4つの機能をアンバンドルしたところであるが、更に、「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方」に関する情報通信審議会の審議結果を踏まえ、必要に応じ措置を講じる。

また、NTT東西のNGN加入者に対するIPv6によるインターネット接続サービス提供については、09年5月、その実現に必要となる接続約款の変更認可申請がNTT東西から行われ、同月、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問したところであり、同審議会の答申を踏まえ適切に対応する。

(f) 会計制度(接続会計及び役務別会計)の見直し

第二種指定電気通信設備制度に関する会計制度について、「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方」に関する情報通信審議会の審議

結果等を踏まえ、必要に応じ措置を講じる。

また、08年3月の会計制度見直し後3年を目途に見直しを行う。

(g) その他接続ルールの整備

FTTHの屋内配線の扱いやドライカップのサブアンバンドルに関する問題等については、「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方」に関する情報通信審議会の審議結果を踏まえ、必要に応じ措置を講じる。

(3) NTT東西等の接続料の算定方法の見直し

(a) 固定電話の接続料の算定方法の見直し

2011年度以降の接続料の算定方法の見直しについては、情報通信審議会答申「ユニバーサルサービス制度の在り方について」(08年12月)との整合性に留意しつつ、09年度中に、当該見直しに向けて想定される接続料算定方式について検討を行い、一定の結論を得る。

(b) 加入光ファイバ接続料の算定方法の見直し

08年度から10年度までの加入光ファイバ接続料については、NTT東西が競争事業者のダークファイバ需要を見直して補正申請した接続約款の変更案を08年6月に認可したところであるが、09年2月に開始された競争事業者による加入光ファイバ共用の実証実験の状況を引き続き注視する。

(c) 次世代ネットワークに係る接続料の算定方法に係る検討

NGNに係る接続料については、「次世代ネットワークの接続料算定等に関する研究会」報告書(08年12月)等に基づき、09年3月に09年度接続料を認可したが、これは暫定的なコストドライバであるポート容量比を用いて算定されたものであるため、10年度以降の接続料については、同報告書で示された考え方に基づき、適切なコストドライバで算定されるよう必要な対応を行う。

(d) 第二種指定電気通信設備に係る接続料の算定方法に係る検討

第二種指定電気通信設備を設置する事業者の接続料の算定方法については、「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方」に関する情報通信審議会の審議結果を踏まえ、必要に応じ措置を講じる。

(e) その他

総務省が実施するスタックテストについては、「接続料と利用者料金との関

係の検証(スタックテスト)の運用に関するガイドライン」(09年3月最終改正)に沿って、NTT東西の実績原価に基づき毎事業年度再計算して算定される接続料の認可時及び対象となるサービスに係る接続料の認可時にこれを実施し、検証結果を可能な限り公開する。

#### (4) 移動通信市場における競争促進

モバイルビジネス市場において多様なビジネスモデルの登場を促す「オープン型モバイルビジネス環境」を整備し、モバイルビジネス市場の一層の活性化を図る観点から取りまとめられた「モバイルビジネス活性化プラン」(07年9月)(以下「活性化プラン」という。)に盛り込まれた措置について検証・評価し、必要に応じその見直しを行う。

また、MVNOの新規参入の促進については、統一的な相談窓口である「MVNO支援相談センター」(07年9月設置)の積極的な活用を図る。

さらに、「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方」に関する情報通信審議会の審議結果を踏まえ、必要に応じ措置を講じる。

#### (5) IP化に対応した通信端末の実現に向けた環境整備

オープン性を確保したユビキタスネットワークを早期に実現し、世界に先駆けた製品開発や標準化を通じ、通信市場における健全な競争環境を実現するとともに、我が国のICT産業全体の国際競争力の向上を図る観点から、IP化に対応した通信端末の基本機能や認証制度の在り方等について、「IP化時代の通信端末に関する研究会」報告書(07年8月)を踏まえ、以下のとおり所要の環境整備を図る。

##### (a) 通信端末に係る技術基準・認証制度の見直し

IP化に対応して急速に多様化する通信端末の技術基準、IP化に対応した端末設備等の認証の在り方について、情報通信審議会における審議結果を踏まえ、09年度中に所要の制度整備を行う。(「活性化プラン」2(3)(b)参照)

##### (b) 通信端末の相互接続検証のためのテストベッドの整備

携帯端末を含む多様な通信端末の相互接続検証のためのテストベッドが具備すべき要件等について取りまとめた「次世代IPネットワーク推進フォーラム」の第一次報告書(08年9月)等を踏まえ、テストベッドの整備を推進する。(「活性化プラン」2(3)(b)参照)

(c) 利用者保護を確保するための端末利用環境の整備

IP電話サービス及びソフトウェアダウンロードに関連した不具合の円滑な復旧等に資する「責任分担モデル」について基本的な内容を取りまとめた「次世代IPネットワーク推進フォーラムIP端末部会責任分担モデルWG第1次報告書 Ver.1」(09年4月)を踏まえ、引き続き、責任分担モデルのフォローアップや精緻化に向けた検討を行う。(「活性化プラン」2(3)(c)参照)

(6) 料金政策の見直し

プライスカップ制度の下で09年10月から適用される基準料金指数の設定については、09年5月の情報通信行政・郵政行政審議会答申等を踏まえ適切に対応する。

また、バンドル料金等の新しい料金体系が多数登場してきているが、「電気通信サービスに係る料金政策の在り方に関する研究会」報告書(08年10月)を踏まえ、公正競争確保、利用者利益の保護等の観点から問題がないか、引き続き注視し、適宜対応する。

(7) ユニバーサルサービス制度の見直し

国民生活に不可欠な電気通信サービスである固定電話サービスが全国あまねく提供されることを確保するユニバーサルサービス制度について、IP網への移行、ブロードバンドサービスの普及など市場実態が大きく変化していく中、段階的にその見直しを図る必要がある。

このため、情報通信審議会答申「ユニバーサルサービス制度の在り方について」(08年12月)を踏まえ、09年度から11年度までの3年間に適用する制度の見直しについて、IP化の進展に伴うコスト算定方法上の補正を行うこととして09年5月に関係省令を改正したところであり、12年度以降に適用する制度を検討する次期見直しに円滑に着手できるよう、次期見直しにおける論点検討に資する諸課題の整理を行う。

(8) ネットワークの中立性の確保に向けた環境整備

IP化が進展する中、ネットワークの利用の公平性(通信レイヤーの他のレイヤーに対する中立性)やネットワークのコスト負担の公平性(通信網増強のためのコストシェアリングモデルの中立性)といった、いわゆるネットワークの中立性の在り方について検討を行う。

このため、「ネットワークの中立性に関する懇談会」報告書(07年9月)及び「インターネット政策懇談会」報告書(09年2月)を踏まえ、ネットワークの中立性を巡る諸課題について、引き続き、以下の検討を行う。

(a) ネットワークの効率的運用に向けた環境整備

電気通信事業関連4団体(日本インターネットプロバイダー協会、電気通信事業者協会、テレコムサービス協会及び日本ケーブルテレビ連盟)により構成される「帯域制御の運用基準に関するガイドライン検討協議会」が、「帯域制御の運用基準に関するガイドライン」(08年5月)策定後の帯域制御の状況等を踏まえたガイドラインの検証、評価を実施しているところであり、引き続き電気通信事業者における帯域制御の適切な運用及び利用者保護が確保されるよう、同協議会の取組を注視・支援する(総務省は同協議会にオブザーバーとして参加)。

また、「ネットワーク高度利用推進協議会」において、P2P技術、キャッシュ技術等を利用したトラフィック分散の手法についての実証や、これら技術等の企業ユーザ及び利用者への普及啓発活動が行われているところであり、高品質・大容量のコンテンツをネットワークに安全かつ効率よく配信することを目指す同協議会における取組みを注視・支援する(総務省は同協議会にオブザーバーとして参加)。

(b) クラウドコンピューティング時代のデータセンター活性化策の検討

「インターネット政策懇談会」報告書(09年2月)等を踏まえ、我が国の電気通信事業ひいては経済全体の発展を図る観点から、クラウドコンピューティングが進展していく中、国内発のトラフィックを増加させ日本をアジアの情報発信拠点としていくため、国内データセンターの利用を促進する方策やインターネット上で国内向けに提供されるサービスを活性化する方策等について検討し、09年度中を目途に一定の結論を得る。

(c) 通信プラットフォームの連携強化に向けた検討

「通信プラットフォーム研究会」報告書(09年1月)において提言された検討課題(①モバイルインターネットにおけるプラットフォームの多様性の確保に向けた環境整備、②メールアドレス利用の柔軟性の確保の実現、③認証基盤の相互運用性の確保、④コンテンツ配信効果の計測手法の充実、⑤個人の属性情報(ライフログ等)を活用した事業展開を行う場合の基本的ルールの整備等)について、民間主体による取組等を踏まえつつ、必要に応じ措置を講じる。(「活性化プラン」2(3)(a)参照)

(d) インターネットの円滑なIPv6対応の推進

「インターネットの円滑なIPv6移行に関する調査研究会」報告書(08年6月)、「インターネット政策懇談会」報告書(09年2月)等を踏まえ、「IPv6普及・高度化推進協議会」、「IPv4アドレス枯渇対応タスクフォース」等と連携しつつ、インターネットの円滑なIPv6対応やその普及促進を図る。具体的には、IPv6ネットワークの運用技術習得のためのテストベッド整備を通じた技術者の育成の推進、インターネットサービスやネットワーク技術のIPv6対応に関する基本指針の策定のほか、IPv6対応の着実な推進やIPv6の利用促進のために行政を含む関係者が取り組むべき具体策等について「IPv6によるインターネットの利用高度化に関する研究会」において検討を行い、09年度中を目途に一定の結論を得る。

(9) 紛争処理機能の強化

IP化の進展に伴いビジネスモデルの多様化が進展することが見込まれる中、ブロードバンド市場における迅速かつ円滑な紛争処理を確保するため、紛争処理機能の強化を図る。

具体的には、電気通信事業者の電気通信役務の提供条件や接続等の条件に関し、コンテンツプロバイダ等からの相談等について一元的に対応するために09年2月に開設された「コンテンツプロバイダ等相談センター」の積極的活用を図る。

さらに、通信プラットフォーム市場及びコンテンツ配信市場の公正競争環境の整備を図る観点から、電気通信事業紛争処理委員会の紛争処理機能の強化について、「電気通信サービス利用者懇談会」報告書(09年2月)や「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方」に関する情報通信審議会の審議結果等を踏まえ、必要に応じ措置を講じる。

(10)消費者保護策の強化

「電気通信サービス利用者懇談会」報告書(09年2月)を踏まえ、一層の利用者利益の確保・向上を推進する。

具体的には、電気通信サービスの契約解除等に伴う連絡先及び方法を、契約締結時の説明義務の対象事項とするよう、電気通信事業法施行規則の改正を行うほか、電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドラインについて改正を行う。

電気通信事業関連4団体で構成する「電気通信サービス向上推進協議会」に

において、広告表示における用語の統一や表記の基準、苦情・相談窓口の設置、責任分担モデルに基づいた対応の在り方等について検討しており、同協議会の取組を注視・支援する(総務省は同協議会にオブザーバーとして参加)。

消費者団体、電気通信事業者、総合通信局等の情報・意見交換の場として、各地方において「電気通信消費者支援連絡会」を定期的に開催する。

「電気通信事業分野における事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン」(06年12月)については、NTT東西による債権保全措置の運用についての検証を契機として、利用者利益の確保・向上の観点から、同ガイドラインの見直しを含めた検討を行う。

電気通信サービス全般に精通しつつ利用者側に立った助言を行うことができる能力を持つ者の育成を促進する観点から、09年4月に策定・公表した「電気通信サービスの利用者への助言者に係る検定試験に対する総務省後援の運用方針」に基づき、一定の知識を有することを認定するために民間団体が実施する検定試験の後援を行う。

また、具体的相談事例や通信サービスの特性等を踏まえ、契約の解除等に関する有効な利用者保護方策について検討する。

さらに、新たなサービスの登場や新技術を活用した情報の流通に伴い、通信の秘密、個人情報保護、知的財産保護などの観点から生じた新たな課題等について「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」において検討し、09年夏までを目途に一定の結論を得る。

#### (11) その他

競争ルールの一層の透明性の確保を図る観点から、06年9月に運用を開始した「テレコム競争政策ポータルサイト」を引き続き随時更新し、本プログラムの進捗状況や関連制度に係る情報について一覧性をもって提供するよう努める等の措置を講じる。

また、電気通信番号の在り方についても情報通信審議会等の場において引き続き見直しを図る。

その他、国際的に生じる新たな課題について、必要に応じて行政も積極的に関与するとともに、競争ルールの国際的整合性を確保する観点から、OECD、ITU、APEC等のマルチ(多国間)の政策協議はもとより、バイ(二国間)の政策協議を通じ、積極的に政策動向についての情報発信を行い、各国政策当局間のコンセンサスの醸成等を図る。

### 3. 本プログラムのフォローアップ

本プログラムについては、透明性を確保する観点から、毎年7月を目途に進捗状況(プログレスレポート)を取りまとめ、情報通信審議会に報告・公表する。

また、市場構造の変化が急速に進展すると見込まれることから、必要に応じ、各施策の展開に際しては意見招請手続など透明な手続を確保しつつ、プログラムの見直し(リボルビング)を実施する。

なお、本プログラムの進捗状況を踏まえ、2010年の時点で通信法制全般について総合的な検証を実施するものとする。

### (参 考)

「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」(06年6月20日)において、通信関連については、「高度で低廉な情報通信サービスを実現する観点から、ネットワークのオープン化など必要な公正競争ルールの整備等を図る」とともに、「NTTの組織問題については、ブロードバンドの普及状況やNTTの中期経営戦略の動向などを見極めた上で2010年の時点で検討を行い、その後速やかに結論を得る」こととされた。また、「通信と放送に関する総合的な法体系について、基幹放送の概念の維持を前提に早急に検討に着手し、2010年までに結論を得る」こととされた。

これを受け、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(06年7月7日閣議決定)において、「『通信・放送の在り方に関する政府与党合意』に基づき、世界の状況を踏まえ、通信・放送分野の改革を推進する」旨決定された。